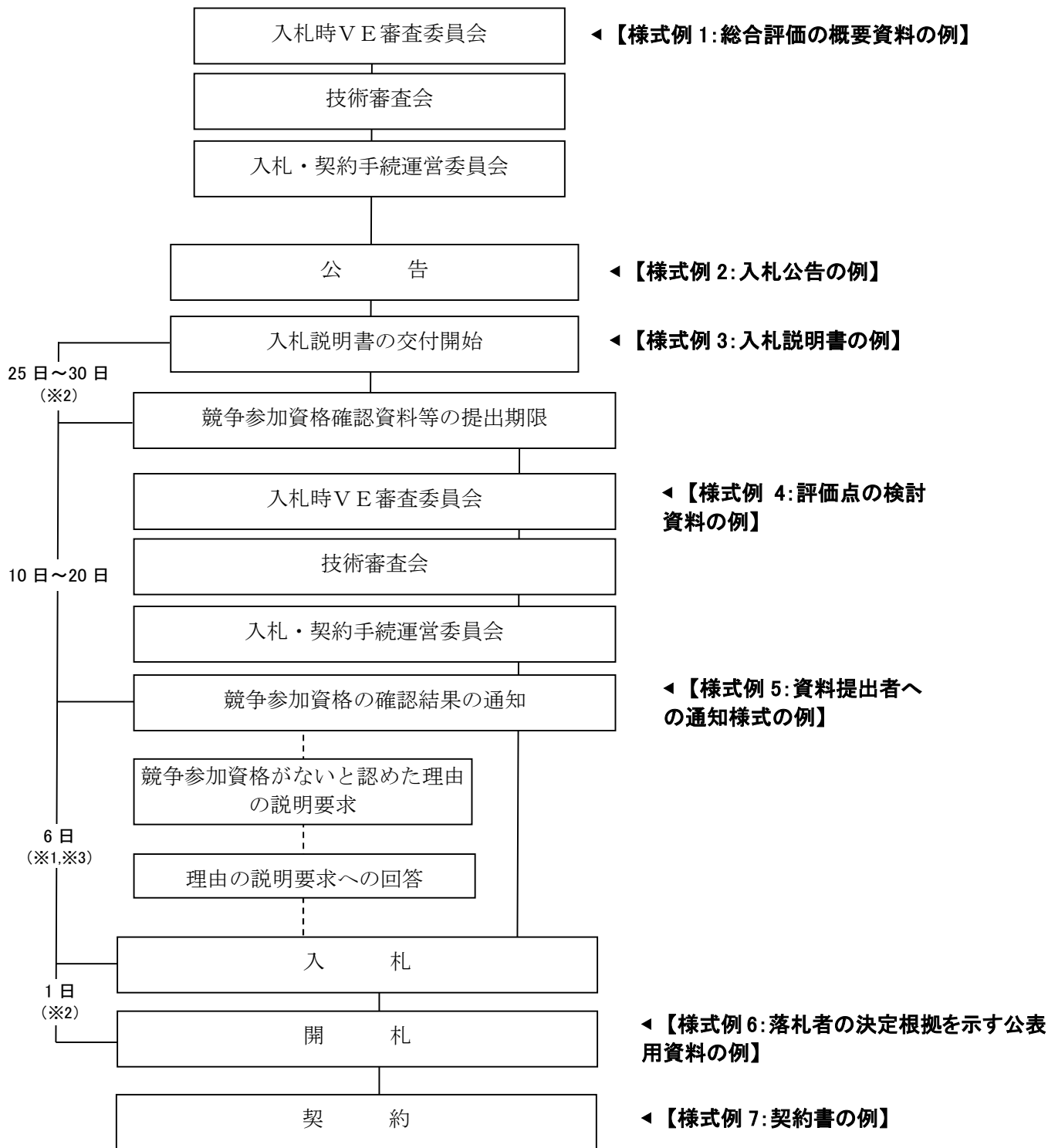


2. 技術提案評価型の例

実施フロー例(技術提案評価 S 型(通常型・政府調達協定対象外)の場合)

〇〇庁舎改修建築その他工事



- (注) ※1 は、日曜日、土曜日、祝日等を含まない。
 ※2 は、技術提案を求める項目が少なく、かつ、その難易度が低いものについては、当該標準日数を10日以上として差し支えないものとする。
 ※3 は、競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合には、6日(休日含まず)とし、当該説明要求等があった場合には、必要日数を延期するものとする。

- **様式例 1：総合評価の概要資料の例（P205～P208）**
内部委員会等において総合評価の概要（総合評価方式、求める技術提案の概要、評価項目、配点等）を説明する資料の例。
- **様式例 2：入札公告の例（P209～P220）**
- **様式例 3：入札説明書の例（P221～P256）**
- **様式例 4：評価点の検討資料の例（P257）**
内部委員会等において評価点を検討する資料の例。
技術提案を提出した者の施工計画について、設計内容や工事現場に適合するかの観点で採用・不採用を案として示す。
- **様式例 5：資料提出者への通知様式の例（P258～P260）**
資料提出者への技術提案の採用・不採用の通知書式の例。
- **様式例 6：入札者の順位の決定根拠を示す公表用資料の例（P261）**
技術加算点と入札価格により落札者を決定したことを示す公表用資料の例。
- **様式例 7：契約書の例（P262～P264）**
落札者との契約に当たって、技術提案に関する内容を契約書に記載した例。

(様式例1：総合評価の概要資料の例)

1. 工事概要

工 事 名 : ○○○庁舎建築工事
 工 事 場 所 : ○○県○○市○○町○-○
 工 事 期 間 : 契約の翌日から平成○年○月○日まで
 工 事 種 別 : 建築工事
 工 事 概 要 : 本工事は、○○県○○市○○町○-○において○○○庁舎建築工事の施工を行うものである。
 本施設に入居する○○○及び○○○は、既存庁舎の耐震性の不足や老朽化、狭あいが進み、経年劣化による施設の
 の不備から、著しく事業に支障が生じているため、本庁舎の整備を行うものである。
 工 事 内 容 : 敷地面積: ○, ○○○ m²

1. 建物
 1) 庁舎
 構 造 : 鉄筋コンクリート造 地上5階
 建築面積: 約○, ○○○m²
 延べ面積: 約○, ○○○m²
 用 途 : 庁舎
 工事内容: 新築1棟
 その他 車庫、自転車置場 新築2棟

入 札 方 式 : 一般競争入札【技術提案評価型S型(WTO)】
 概 算 工 事 費 : ○, ○○○万円以上
 難 易 度 : III(やや難)
 加 算 点 : 60点
 施 工 体 制 評 価 点 : 30点

2. 総合評価項目[技術提案評価型S型(WTO)]段階的選抜方式

項目	細目	評価項目	必須 ／ 選択	技術提案評価型 S型(WTO)		合計
				一次審査	二次審査	
技術力 企業 の高	工事全般の施工計画	「本工事における騒音・振動・粉塵の発生抑制に関する具体的な施工計画」	◎		30	60
	技術提案[VE提案]	「本工事におけるコンクリート躯体工事の品質確保に対する具体的な提案」	◎		30	
企業 の 技術力	企業の 施工能力	同種工事の施工実績(過去15年間)	◎			15
		・より高い同種性が認められる 「提出された施工実績が、地上5階以上かつ杭地業を有する実績であるもの」		4		
		・高い同種性が認められる 「提出された施工実績が、地上5階以上又は杭地業を有する実績であるもの」		2		
		・同種性が認められる 「提出された施工実績が、上記以外のもの」		0		
	自由設定項目	工事実績(過去3年間)	◎	4		
		工事実績(減点要素)	◎	0		
		優良工事等表彰(優良工事)	◎	2		
		事故及び不誠実な行為(減点要素)	◎	0		
		優良下請企業の活用	○	1		
		新技術に対する取組み	○	1		
配置 予定 技術者 の 技術力	配置予定技術者の 技術力	同種工事の工事経験(過去15年間)	◎			15
		・より高い同種性が認められる 「提出された工事経験が、地上5階以上かつ杭地業を有する経験であるもの」		4		
		・高い同種性が認められる 「提出された工事経験が、地上5階以上又は杭地業を有する経験であるもの」		2		
		・同種性が認められる 「提出された工事経験が、上記以外のもの」		0		
	自由設定項目	同種工事の工事実績(資格要件で求めた実績)	◎	4		
		優秀工事技術者表彰	◎	3		
		同種工事における監理技術者等としての工事経験	○	2		
		継続教育(CPD)の取得状況	○	2		
加算点計				30	60	

3. 施工体制評価項目

評価項目	評価の有無	今回評価 (配点)	合計
品質確保の実効性	◎	15	30
施工体制確保の確実性	◎	15	
施工体制評価点 計			30

【技術提案評価型 S 型 (WTO)】 〇〇〇斤舎建築工事

・評価値の算定方法

評価値 = (標準点 + 施工体制評価点) ÷ 入札価格
 標準点 1000点
 加算点 60点
 施工体制評価点 30点

予定価格の範囲内で、①工事全般の施工計画 (最大加算点30点)、②VE提案 (最大加算点60点)を与える。

・工事全般の施工計画及びVE提案として求める項目

①工事全般の施工計画 (施工上配慮すべき事項等の技術的所見)

敷地面積：0.000m ² 1. 建物 1) 斤舎 構造：鉄筋コンクリート造 地上0階 建築面積：約0.000m ² 延べ面積：約0.000m ² 用途：庁舎 工事内容：新築1棟 その他：車庫、自転車置場 新築2棟	提案の範囲 (評価項目) 本工事における騒音・振動・粉塵の発生抑制に関する具体的な施工計画 本工事は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇において〇〇〇〇斤舎建築工事の新築工事を行うものである。近隣には、共同住宅及び店舗等が近接していることから、敷地周辺に対し特段の配慮をすることが重要である。 このため、本工事の敷地周辺に対する騒音・振動・粉塵の発生抑制に関する具体的な施工計画を求め、提案項目として以下の3項目については、必ず記載すること。 1. 建設機械から発生する「騒音対策」に係る施工計画 2. 工事車両の敷地内での通行に伴い発生する「振動対策」に係る施工計画 3. 敷地外への「粉塵飛散対策」に係る施工計画 (提案の対象外とする提案項目) ① 参考図で示した仮設の取止め・変更を伴う提案 (ただし、参考図で示した仮設の取止めや変更を伴わない仮設の追加については提案してよい。提案に基づいて実施する仮設に関するすべての責任は、受注者にあるものとする。) ② 誘導員の配置に関する提案
---	--

・VE提案 [VE提案] 【性能・強度等 (性能・機能)】

②技術提案 [VE提案]

最大配点 30点	本工事におけるコンクリート躯体工事の品質確保に対する具体的な提案 本工事は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇において〇〇〇〇斤舎建築工事の新築工事を行うものである。鉄筋コンクリート造であるため、外壁のひび割れ防止及び良好な表面の仕上がり状態を確保することが重要である。 このため、本工事におけるコンクリート躯体工事 (鉄筋及びコンクリート工事) の品質確保に対する具体的な提案を求め、提案項目として以下の3項目については、必ず記載すること。 1. 外壁のひび割れ防止対策に係る提案 2. コンクリートの充填不良対策に係る提案 3. 施工合理化に資する提案 (品質確保については標準案と同程度であっても可) (施工合理化とは、品質及び安全性を確保しつつ、プレハブ化、ユニット化、自動化施工 (ICT施工)、ロボット活用等)、BIMの活用など、合理的な施工方法を採用することにより、現場の作業時間を短縮するなど、生産性向上をさせることを行う。)
----------	--

標準案

①工事全般の施工計画 (施工上配慮すべき事項等の技術的所見)

設計図書	技術提案の加算点 V (30点) 非常に優れた内容の施工計画である。 IV (23点) V・Ⅲの中間の施工計画である。 Ⅲ (15点) 標準的な施工計画よりも優れた施工計画である。 Ⅱ (8点) Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である。 Ⅰ (0点) 標準的な施工計画である。 欠格 未提出である。又は全ての提案が不適切であるもの。
------	---

標準案

②技術提案 [VE提案]

設計図書	技術提案の加算点 V (30点) 内容が具体的に大きな効果が期待できる優れた提案である。 IV (23点) V・Ⅲの中間の提案である。 Ⅲ (15点) 内容が具体的に効果が期待できる優れた提案である。 Ⅱ (8点) Ⅲ・Ⅰの中間の提案である。 Ⅰ (3点) 標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である。 不採用 全ての提案が、標準案と同程度であり効果が期待できないもの。又は実施を認めないもの。
------	--

提案対象範囲

① 〇〇〇〇 ② 〇〇〇〇 ③ 〇〇〇〇 ④ 〇〇〇〇 ⑤ 〇〇〇〇	本工事は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇において〇〇〇〇斤舎建築工事の新築工事を行うものである。近隣には、共同住宅及び店舗等が近接していることから、敷地周辺に対し特段の配慮をすることが必要である。 また、本行舎は鉄筋コンクリート造であり、外壁のひび割れ防止及び良好な表面の状態の確保が必要である。
--	---

資格要件選定表

(審査基準日：平成〇〇年 〇月〇日)

【一般競争（政府調達協定対象）契約】

工事名 (工種)	本局担当課 (事務所)	工事概要	資格要件		配置予定技術者 主任(監理)技術者	備考 (開札予定日)
			施工実績	同種工事		
〇〇〇庁舎建築工事 建築工事 経営事項評価点数：1200点 単体	〇〇課 〇〇〇 事務所	<p>本工事は〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇において、〇〇〇庁舎建築工事の施工を行うものである。</p> <p>敷地面積：〇,〇〇〇㎡</p> <p>1) 建物 2) R.C造 地上〇階 3) 建築面積 約〇,〇〇〇㎡ 4) 延べ面積 約〇,〇〇〇㎡ 5) 用途 庁舎 6) 新築 1棟 その他 車庫、自転車置場 新築2棟</p> <p>工期 契約締結の翌日から平成〇〇年〇月〇日まで 専任を要しない期間： 契約締結の翌日から平成〇〇年〇月〇日までを予定する。</p> <p>Ⅲ (やや難) 難易度 業務評価S型(WTO) 技術評価S型 ワンレスポンス 特別重点調査 入札ポイント 入札後VIE 段階的選抜方式 工事成績相互利用方式 設計業務成果関係 工事成績65点未満加算ポイント 工事成績70点未満現場代理人と監理技術者業務体制不可</p> <p>建設リサイクル法対象工事 難工事施工実績評価対象 ワークライフバランス評価対象 IS09001認証取得を活用した監督業務対象工事</p>	<p>平成15年4月1日以降に、示請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす建築一式(※1)躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。)工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異職種建設工事共同企業体については適用しない。))。</p> <p>(ア)</p> <p>1. 建物用途 下記のa)、b)、c)又はd)のいずれか該当する施設</p> <p>a) 事務所・庁舎(会議室を含む。)</p> <p>b) 同種施設(上級室を含む。)</p> <p>c) 類似施設(会議室、研修室、人文科学系の研究室及び実験室を除く。)</p> <p>d) 複合用途施設1 複合用途施設2 複合用途施設3 複合用途施設4</p> <p>2. 構造 R.C造又はS.R.C造</p> <p>3. 延べ面積 3,000㎡以上(申請する延べ面積とする。)</p> <p>※2 ただし、当該実績が〇〇〇局所管の工事を含み、港湾関係を除く。又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評価通知書の記4.成績評定の評価点)をいう。)</p> <p>※3 なお、当該実績が65点未満の場合、申請する延べ面積が500㎡以上、かつ、申請する延べ面積が500㎡以上ある地上の建築物とする。</p> <p>※4 空室率(工事完成時)が5%以下であることとする。</p> <p>※5 建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む)の新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。)工事の施工実績を有すること。</p> <p>1. 構造 R.C造又はS.R.C造(C.F.T構造は含まない)</p> <p>2. 延べ面積 1,000㎡以上(申請する延べ面積とする。)</p> <p>また、異職種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>	<p>1人の者が、平成15年4月1日以降に、示請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす建築一式(※1)躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。)工事の経験を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異職種建設工事共同企業体については適用しない。))。</p> <p>1. 建物用途 (ア) 1. と同じ。 2. 延べ面積 (イ) 2. と同じ。</p> <p>※2と同じ(「施工実績」を「工事実績」に読み替える。)</p> <p>※3と同じ(「実績」を「経験」に読み替える。)</p> <p>※4と同じ(「実績」を「経験」に読み替える。)</p> <p>※5と同じ(「実績」を「経験」に読み替える。)</p> <p>また、異職種建設工事共同企業体としての経験を有している場合は、申請する延べ面積が500㎡以上ある地上の建築物とする。</p> <p>また、異職種建設工事共同企業体としての経験を有している場合は、申請する延べ面積が500㎡以上ある地上の建築物とする。</p>	<p>公告予定日 HO.O.O</p> <p>開札予定日 HO.O.O</p> <p>対象業者数 A:〇〇社 B:〇〇社 C:〇〇社 D:〇〇社 計:〇〇〇社</p>	

工事技術的難易度評価表(建築)

2000/0/0

0000局000事務所

工 事 名	000斤舎建築工事		ラ ン ク (◎ 予定・最終)	A
	請 負 業 者 名	未 定		
評 価		評 価 内 容		
大 項 目	項 目		評 価	評 価 内 容
	小 項 目	評 価		
1. 建物条件	① 規 模	B	建物の延べ面積 庁舎約0, 000m ²	
	② 構 造	B	R C 造 (庁舎: R C 造)	
	③ 形 状	C	一般的な方形の形状	
	④ その他	C	通常の技術で対応可能	
2. 技術特性	① 工法等	B	総階数5階	
	② その他	B	技術レベルが高い (ICT技術導入)	
3. 自然条件	① 支持地盤	C	困難でない	
	② 山留め・止水	B	湧水の発生(有)、掘削作業時の影響(小)	
	③ 気象・海象	C	施工の制約がない	
	④ その他	C	条件なし	
4. 社会条件	① 仮設条件	C	仮設条件に制約なし	
	② 地中障害物	C	障害物はない	
	③ 近接施工	B	北及び東側隣地に近接住宅有るが対処は容易	
	④ 騒音・振動	C	一般的な対応が必要	
	⑤ 水質汚濁	C	一般的な対応が必要	
	⑥ その他	C	該当するものなし	
5. マネジメント 特性	① 他工区調整	B	他工事 (栃木市発注) の受注者がいる予定	
	② 住民対応	C	一般的な対応が必要	
	③ 関係機関対応	B	シビックコア地区内のため、慎重な調整が必要	
	④ 工程管理	C	標準的な工程調整	
	⑤ 品質管理	C	標準的な品質管理	
	⑥ 安全管理	C	通常又は標準的な安全管理	
	⑦ その他	C	該当するものなし	
6. 特別考慮要因	-			
建物機能分類	2 (一般)		技術的難易度評価	Ⅲ
			「易、やや難、難、」評価	やや難
			評価担当者	0000

(指定部分：A工事、平成〇〇年〇月〇日まで)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

- (6) 使用する主要な資機材
コンクリート：約〇, 〇〇〇m³、鉄筋：約〇, 〇〇〇 t、鉄骨：約〇, 〇〇〇 t
- (7) 本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（S型））の工事のうち、品質確保の為に体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- (9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (10) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課に承諾願を提出して行うものとする。
- (11) 本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
- (12) 本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
- (13) 本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（HO.〇.〇〇〇〇〇第〇号他）に基づき、入札説明書別紙1「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
- (14) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。
なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。
- (15) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。
なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。
- (16) 本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、調達の実態を反映し契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。

- (17) 本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。
なお、以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。
イ) 共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用（宿舍等に要する費用）
ロ) 現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用並びに賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）
- (18) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である（詳細は入札説明書による。）。
- (19) 快適トイレの設置
本工事は、現場及び技術に関する説明事項に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
- (20) 本工事は、週休2日促進工事（受注者希望方式）の対象工事である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。
- (21) 本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の対象工事である。
- (22) 本工事は、段階的選抜方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する対象工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇〇〇〇〇局長）に示すところにより、〇〇〇〇〇〇局長から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇建築その他工事に係る特定JVとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 〇〇〇〇〇〇局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該〇〇〇〇〇〇局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 〇〇〇〇〇〇局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。ただし、特定JVの

代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が1, 100点以上であること（上記（2）の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1, 200点以上であること。ただし、上記（2）の再認定を受けた特定JVの代表者以外の構成員にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1, 100点以上であること。）。

- （5）平成15年度以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。ただし、下記実績は同一建物の工事であること。

同種工事とは、以下の（ア）の要件を満たす新築又は増築（増築にあつては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。

- （ア）
- ・建物用途 事務所・庁舎又は類似施設
 - ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合構造を含む）
 - ・階数 地上5階建以上かつ地下1階以上
 - ・規模 延べ面積 10,000㎡以上

ただし、特定JVの代表者又は、経常建設共同企業体の構成員のうちの1社が、上記（ア）の要件を満たす同種工事の実績を有していればよい。

なお、特定JVの代表者以外及び経常建設共同企業体のその他の構成員は、平成15年度以降に元請けとして以下に掲げる同種工事の実績を有すること。

同種工事とは、以下の（イ）の要件を満たす新築又は増築（増築にあつては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）の実績を有すること。

- （イ）
- ・建物用途 事務所・庁舎又は類似施設
 - ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造
又は鉄骨造（複合構造を含む）
 - ・階数 地上4階建以上
 - ・規模 延べ面積 3,000㎡以上

（ア）及び（イ）の建物用途において同種工事として認める類似施設とは、事務室（上級室を含む）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空調設備を有する部分に限る）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

また、複合用途建築物については、同種工事として認める建物用途部分が同種工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の施工実績があるものと見なし、同種工事として認める建物用途の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建物についても、同等の施工実績があるものと見なす。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は、工事成績相互利用適用対象工事^(※)に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

※工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙4に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事とする。（以下同じ。）

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

① 1級建築施工管理技士若しくは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有するものと認定した者であること。

② 平成15年度以降に、元請けの技術者として上記(5)(ア)に掲げる同種工事の経験を有する者であること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

ただし、1人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、特定JV又は、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか1人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものには営繕部技術・評価課に申請すれば再発行が可能である。ただし、工事成績相互利用適用対象工事は対象外。）

さらに、当該実績が、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」

2) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ

つ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」

- 3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」
- 4) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて(改正)」

- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、〇〇〇〇〇〇局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

なお、特定JVを結成して申請書を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定JVを結成して特定JVの認定及び競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で競争参加資格の確認申請を行う場合においては、平成30年4月26日以降の認定及び確認申請に係るものについては、競争参加資格を認めない。

- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

(ロ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(ロ)において同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16の指名基準を踏まえ、4（1）Iによって得られる審査評価点の上位10者までを選抜し、（10者目の審査評価点が、同数となる者が複数存在する場合はそれらの者を含む。）技術提案書の提出要請を行うものとする。

4 総合評価に関する事項等

（1）本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

（ア）一次審査における審査評価点の算出においては、下記I 一次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

（イ）二次審査における加算点の算出においては、下記II 二次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点60.0点）

I 一次審査

下記1）～3）の項目における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10者目の審査評価点が複数ある場合は、その者全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、〇〇〇〇〇〇局において競争参加資格を確認の上、上記2（5）の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

- 1）配置予定技術者の能力
- 2）企業の施工実績
- 3）事故及び不誠実な行為に対する評価

II 二次審査（選抜された者）

3に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者の中から、下記6（2）2）①の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

1）施工体制（施工体制評価点）

- | | | |
|-------------|---|-----|
| ①品質確保の実効性 | : | 15点 |
| ②施工体制確保の確実性 | : | 15点 |

2）技術提案（加算点）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

- | | | |
|--------|---|-----|
| ③品質の向上 | : | 36点 |
|--------|---|-----|

◆社会的要請に関する事項

- | | | |
|----------|---|-----|
| ④環境の維持 | : | 12点 |
| ⑤特別な安全対策 | : | 12点 |

（2） 3に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、（ア）の要件に該当する者のうち、（イ）によって得られる標準点、施工体制評価点（0～30点）及び加算点（0～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は（ウ）による。）を落札者とする。

（ア）評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

- ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

(イ) 評価方法

① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③ 評価項目及び得点配分

評価項目(Ⅱ ①～⑤)毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑤における評価点の合計点を加算点とする。

(ウ) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(3) 技術提案資料の作成

技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

(4) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求められることがある。（詳細は入札説明書による。）

(5) その他

技術提案に基づく施工計画の採否については、二次審査の結果として、電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）により通知する。

5 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇号（〇〇〇〇〇庁舎）
〇〇〇〇〇〇局 〇〇部 〇〇課 〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代）（内線〇〇〇〇）

6 入札説明書の交付及び申請書の提出に係る事項

(1) 入札説明書の交付

- ① 交付期間： 別表1. ①に示す期間。
② 交付場所： 上記5に同じ。
③ その他： 電子入札システムにより交付する。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の2日前までに4の担当部局に連絡すること。

(2) 申請書の提出方法

1) 申請書及び一次審査に関する資料

- ① 提出期間： 別表1. ②に示す期間。
② 提出場所： 上記5に同じ。
③ 提出方法： (ア) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が3MBを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

(イ) 紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

(ウ) 申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。

ただし、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

2) 二次審査に関する資料（選抜された者）

4 (1) Iに掲げる一次審査で選抜された者は、次に従い技術提案書を提出すること。

①提出期間：別表1. ③に示す期間。

②提出場所：上記5に同じ。

③提出方法：(ア) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が3MBを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

(イ) 紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

(ウ) 申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。

ただし、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

なお、二次審査に関する資料を上記期限までに提出しない場合は、本入札を辞退したものと見なし、二次審査に関する資料を提出しない者がした入札についても、当該入札を無効とするので、留意すること。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①提出期間：別表1. ④に示す期間

②提出場所：上記5に同じ。

③提出方法：提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

(4) 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

①入札書の締切日時

(ア) 電子入札対応の場合：別表1. ⑤に示す期日。

(イ) 紙入札方式による場合：上記(ア)に同じ。

②開札の日時及び場所

開札は、別表1. ⑥に示す日時に以下の場所にて行う。

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇号（〇〇〇〇〇庁舎）

〇〇〇〇〇〇局 〇〇課 〇〇室

(5) 電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第6条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等

により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）又は銀行等の保証（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告における選抜を受けていない者のした入札、選抜を受けた者であっても、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当職の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 総合評価落札方式に伴う技術提案

本工事における施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に示された図面及び仕様書（標準案）の内容について、これと異なる施工方法等（技術提案）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

技術提案による施工計画が適正と認められない場合または標準案により施工しようとする場合は、標準案による施工を行うことを示す資料を提出すること。

また、提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該入札に係る競争参加資格を与えないものとする。

- (6) 配置予定技術者と建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認
 本工事が建設業法第26条第3項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。
- (7) 配置予定技術者の確認
 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書による。）。
- (9) 契約締結後の技術提案
 契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当職に提案することができる。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
 提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められるときは請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
- (10) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (11) 契約書作成の要否 要。
- (12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。
- (14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記6(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認及び選抜を受けていなければならない。
 当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年3月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇〇-〇〇-〇 〇〇〇〇〇〇〇〇庁舎 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(15) 詳細は入札説明書による。

8 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : xxxxx xxxxx
Director-General of xxxxx
- (2) Classification of the services to be procured : xx
- (3) Subject matter of the contract : Construction work for establishment of the xxxx
National Government Building No. x
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the
qualification : 12:00 P.M. (xxx) xx xxxx 20xx
- (5) Time-limit for the submission of technical proposal : 12:00 P.M. (noon) x xxxx 20xx
- (6) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12:00
P.M. (noon) x xxxx 20xx (tenders bring with 12:00 P.M. (noon) x xxxx 20xx Or submitted
by mail 12:00 P.M. (noon) x xxxx 20xx
- (7) Contact point for tender documentation : The Contract Division, xxxxxxx, x-xx-x,
xxxxxx, xxxx Ward, xxxx City, xx-xxxx, Japan, TEL +81-xx-xxx-xxxx
EX. xxxx

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	平成〇〇年〇月〇日 (〇) から平成〇〇年〇月〇日 (〇) ま での土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から18 時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12 時00分。)
②	申請書及び一次審査に関する 資料等の提出期間	平成〇〇年〇月〇日 (〇) から平成〇〇年〇月〇日 (〇) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から 17時00分まで。(ただし、最終日は12時00分まで。)
③	二次審査に関する資料(選抜 された者)の提出期間	平成〇〇年〇月〇日 (〇) から平成〇〇年〇月〇日 (〇) ま での土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17 時00分まで。(ただし、最終日は12時00分まで。)
④	入札保証金の納付等に係る書 類の提出期間	平成〇〇年〇月〇日 (〇) から平成〇〇年〇月〇日 (〇) ま での土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17 時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12 時00分。)
⑤	入札書の締切日時	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 12時00分
⑥	開札の日時	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 10時00分

(様式例 3 : 入札説明書の例)

入 札 説 明 書

〇〇〇〇〇〇局の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇建築その他工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札説明書と入札公告に齟齬がある場合は、入札公告を優先するものとする。

1 公告日 平成〇〇年〇月〇〇日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇〇〇〇〇局長 〇〇 〇〇
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇号（〇〇〇〇〇庁舎）

3 工事概要

- (1) 工 事 名 〇〇〇〇〇〇建築その他工事
- (2) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工 期 入札公告 1. (5) のとおり。
ここに記載の無い工事概要は、入札公告 1. (6) ~ (22) のとおりとする。

4 競争参加資格

競争参加資格は、入札公告 2. (1) ~ (10) のとおりとする。

5 一次選抜に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 76 号）第 16 の指名基準を踏まえ、6 (1) I によって得られる審査評価点の上位 10 者までを選抜（10 者目の審査評価点が、同数となる者が複数存する場合はそれらの者を含む。）を行うものとする。

6 総合評価に関する事項等

- (1) 本工事の総合評価は以下のとおり実施する。
 - (ア) 一次審査における審査評価点の算出においては、下記 I 一次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点 30.0 点）
 - (イ) 二次審査における加算点の算出においては、下記 II 二次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点 60.0 点）

I 一次審査

下記 1) ~ 3) の項目における審査評価点の合計の上位 10 者までを選抜する。ただし、10 者目の審査評価点が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、〇〇〇〇〇〇局において競争参加資格を確認の上、上記入札公告 2 (5) の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

1) 配置予定技術者の能力

配置予定技術者を複数登録した場合は、評価が最も低い者を評価点の対象とする。

評価項目	内容に関する留意事項						
工事实績	<p>① 元請けとして、平成〇〇年度以降に完成した工事で、下記条件に該当する同種工事の工事实績を（別記様式3）に記載すること。ただし、記載する工事は1件とする。なお、（別記様式3）に参加資格要件で申請した同種工事が下記条件を満足する場合は、重複して記載してもよい。 また、提出された同種工事の工事实績は個人住宅以外を評価する。 （個人住宅以外とは、公共性のある施設で、建設業法施行令第27条第1項の各号に定める工事。）</p> <table border="1" data-bbox="592 533 1505 1021"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="592 533 1505 566">新築・増築の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="592 566 954 656">同種性が認められる工事</td> <td data-bbox="954 566 1505 656">同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 656 954 1021">より同種性の高い工事</td> <td data-bbox="954 656 1505 1021"> 同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事 (ア) ・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 ・階数 地上〇階建以上 かつ地下〇階以上 ・規模 延べ面積 〇〇〇㎡以上 </td> </tr> </tbody> </table> <p>② 当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港部及び港湾・空港関係事務所を除く（以下「対象部局」という））、北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事（※）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは（工事成績評定の対象となっていない工事は除く。）実績として認めない。</p> <p>③ ①に記載した工事について、CORINSの工事カルテの写しを添付すること。なお、当該資料で上記要件が判別できない場合は設計図書等判別できる資料も添付すること。CORINSに登録していない場合は、契約図書等の写しを添付すること。</p> <p>④ ①に記載した工事について、配置予定技術者の従事役職及び従事期間を明確にできる資料を添付すること。</p> <p>⑤ 評価は、より同種性の高い工事において監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事、より同種性の高い工事において担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事の順で評価する。</p> <p>※ 工事成績相互利用適用対象工事とは、別紙4に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事（以下同じ。）</p>	新築・増築の実績		同種性が認められる工事	同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事 (ア) ・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 ・階数 地上〇階建以上 かつ地下〇階以上 ・規模 延べ面積 〇〇〇㎡以上
新築・増築の実績							
同種性が認められる工事	同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事						
より同種性の高い工事	同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事 (ア) ・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 ・階数 地上〇階建以上 かつ地下〇階以上 ・規模 延べ面積 〇〇〇㎡以上						

<p>工事成績</p>	<p>① 大臣官房官庁営繕部、地方整備局（対象部局）、北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事の建築工事のうち元請として平成〇〇年度以降に完成した工事で申請された工事の工事成績評定通知書の評定点の高いものを優位に評価する。（別記様式3）に記載するとともに、工事成績評定通知書の写しを添付すること。申請できる工事成績は1件とする。</p> <p>② ①に記載した工事について、CORINSの工事カルテの写しを添付すること。なお、CORINSに登録していない場合は、契約図書の写しを添付すること。</p> <p>③ ①に記載した工事について、配置予定技術者の従事役職及び従事期間を明確にできる資料を添付すること。</p> <p>④ ①に記載した工事について、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は原則実績として認めない。</p>
<p>表彰（優秀技術者） （建築、木造建築、プレハブ建築工事）（建築部門）に限る）</p>	<p>① 直近4ヶ年度（平成〇〇年度（平成〇〇年度完成工事）～平成〇〇年度（平成〇〇年度完成工事））において、配置予定技術者が大臣官房官庁営繕部、地方整備局（対象部局）、北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）から表彰（若手優秀技術者、優秀技術者）を受けた実績がある場合、その内容を（別記様式3）の「技術者表彰」の欄に記載すること。</p> <p>② ①に記載した表彰について、表彰状の写しを添付すること。</p> <p>③ 評価は、局長表彰又は大臣官房官庁営繕部長表彰、事務所長表彰又は保全指導・監督室長表彰又は部長表彰の順で優位に評価するが、申請できる表彰実績は1件とする。</p>

2) 企業の施工実績

評価項目	内容に関する留意事項								
<p>工事实績</p>	<p>① 参加資格要件の同種工事に記載した工事の施工実績により評価する。また、提出された同種工事の施工実績は個人住宅以外を評価する。（個人住宅以外とは、公共性のある施設で、建設業法施行令第27条第1項の各号に定める工事。）</p> <table border="1" data-bbox="592 371 1514 943"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="592 371 1514 409">新築・増築の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="592 409 954 495">同種性が認められる工事</td> <td data-bbox="954 409 1514 495">同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 495 954 862">同種性の高い工事</td> <td data-bbox="954 495 1514 862"> <p>同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事</p> <p>(ア)・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途</p> <p>・構造 鉄骨造(複合構造を含む)</p> <p>・階数 地上○階建以上 かつ地下○階以上</p> <p>・規模 延べ面積 ○○○㎡以上</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 862 954 943">より同種性の高い工事</td> <td data-bbox="954 862 1514 943">上記「配置予定技術者の能力」の工事实績①に同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ①に記載した工事について、CORINSの工事カルテの写しを添付すること。なお、当該資料で上記要件が判別できない場合は設計図書等判別できる資料も添付すること。CORINSに登録していない場合は、契約図書等の写し及び工事の内容が確認できる資料等を添付すること。</p> <p>③ 評価は、より同種性の高い工事、同種性の高い工事の順で優位に評価する。</p>	新築・増築の実績		同種性が認められる工事	同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事	同種性の高い工事	<p>同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事</p> <p>(ア)・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途</p> <p>・構造 鉄骨造(複合構造を含む)</p> <p>・階数 地上○階建以上 かつ地下○階以上</p> <p>・規模 延べ面積 ○○○㎡以上</p>	より同種性の高い工事	上記「配置予定技術者の能力」の工事实績①に同じ
新築・増築の実績									
同種性が認められる工事	同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事								
同種性の高い工事	<p>同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事</p> <p>(ア)・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途</p> <p>・構造 鉄骨造(複合構造を含む)</p> <p>・階数 地上○階建以上 かつ地下○階以上</p> <p>・規模 延べ面積 ○○○㎡以上</p>								
より同種性の高い工事	上記「配置予定技術者の能力」の工事实績①に同じ								
<p>工事成績</p>	<p>① 元請として平成○○年○○月○日～平成○○年○月○○日までに完成した当該工事種別の○○○○○○局(対象部局)の発注工事及び工事成績相互利用適用対象工事の工事成績評定通知書の評定点の平均点の高いものを優位に評価する。なお、評価対象工事は、九州地方整備局の管内の内、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県で施工された工事とする。</p> <p>② 発注者が保有するデータで評価する。(提出資料はなし。)</p>								

<p>表彰（安全・優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者）、工事成績優秀企業の認定【役務は除く】</p>	<p>① 直近2ヶ年度（平成〇〇年度（平成〇〇年度完成工事）～平成〇〇年度（平成〇〇年度完成工事及び平成〇〇年度以降に完成を予定している工事））において、企業が元請けとして大臣官房官庁営繕部、地方整備局（対象部局）、北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）から表彰（安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者）又は工事成績優秀企業の認定を受けた実績がある場合、その内容を（別記様式2）に記載すること。</p> <p>② 表彰及び工事成績優秀企業の認定の対象工事は、建築、木造建築、プレハブ建築工事（建築部門）に限る。</p> <p>③ ①で記載した表彰又は認定について、表彰状又は認定書の写しを添付すること。</p> <p>④ 評価は、局長表彰又は大臣官房官庁営繕部長又は認定、事務所長表彰又は保全指導・監督室長表彰の順で優位に評価する。</p> <p>⑤ 申請できる表彰又は認定の実績は、いずれか1件とする。</p>
<p>WLB（ワーク・ライフ・バランス）の認定</p>	<p>① 評価の対象となる資格は以下の資格とし、別記様式4-1（外国人の場合は、別記様式4-2）の該当する項目に○を付けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 <p>※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）策定している企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）をいう。</p> <p>※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p> <p>※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p> <p>② 評価は、①に掲げる認定のいずれかを取得している場合（外国人については認定に相当していると認められる場合）に優位に評価する。</p> <p>③ 別記様式4-1（外国人の場合は、別記様式4-2）に掲げる項目について、それぞれ該当することを証明する書類（認定通知書の写し及び一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し（外国人については内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し））を添付すること。</p>

上記1)及び2)の評価項目において、添付すべき資料については、「申請書添付資料チェックリスト」により作成すること。必要な添付資料がない場合、及び添付資料が判読不可能な場合は、評価しないものとする。

「既に解散した経常、地域及び特定建設共同企業体等（以下「解散後の建設共同企業体」という）」について、単体企業又は新たな建設共同企業体として、解散後の建設共同企業体の実績で競争参加確認申請書が提出された場合の取扱については、原則以下のとおり。

- ① 同種工事の施工実績（競争参加資格）
 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を認める。
- ② 企業の総合評価の方法
- i) 工事实績： 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を認める。
- ii) 工事成績： 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の成績を反映させる。
- iii) 表彰： 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の表彰を評価の対象とする。
- ③ その他
- i) 経常、地域又は特定建設共同企業体等の企業の実績は認め、評価対象とする。
- ii) 配置予定技術者の「同種工事」の実績及び「総合評価」における評価は、解散後の建設共同企業体の実績を認め及び評価の対象とする。
- iii) 上記①、②及び③ i) , ii) については、建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体については出資比率は問わない。
- 3) 事故及び不誠実な行為に対する評価
 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく、指名停止、文書注意又は口頭注意に対する評価

措置内容	減点対象期間※1	減点
〇〇〇〇〇〇局の「指名停止」	指名停止期間に「指名停止期間と同期間（※）」を加えた期間 ※指名停止期間が1ヶ月未満の場合は、「同期間を1ヶ月間」とする。	加算点満点の10%を減点
〇〇〇〇〇〇局の「文書注意【嚴重注意】」	通知日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点
〇〇〇〇〇〇局の「口頭注意」	措置日を含む1ヶ月間	加算点満点の2.5%を減点
〇〇地方7県の地方公共団体の「指名停止」	指名停止期間	加算点満点の10%を減点
〇〇地方7県の地方公共団体の「文書注意」	通知日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点

※1 上記減点対象期間に公告日が含まれる場合に減点する。

※2 措置機関が地方公共団体の場合は、地方公共団体が自ら発注した工事に係わる措置のみとする。当該地方公共団体発注工事に関係しない措置については、対象外とする。

※3 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の7地方公共団体とし、他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人又は公営民間企業等は対象外とする

※4 ※1に該当する場合、その内容を（別記様式2）に記載すること。

※5 ※4で記載した措置内容について、通知文書の写しを添付すること。

- ※6 落札・契約後に指名停止措置等を受けている企業であることが判明した場合には、契約予定の相手方となっても、契約を締結していない段階においては、当該落札を無効として指名停止等の措置要領により措置を行う。また、契約締結後判明した場合は指名停止等の措置要領により措置を行う。

II 二次審査（選抜された者）

一次審査で選抜され、5に示す「一次選抜に関する事項」により選抜された者の中から、下記9（1）2）①の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

（ア） 本工事の特徴

- 1) 本庁舎は、主要構造が鉄骨鉄筋コンクリート造であるため、工事施工にあたっては建物の耐久性を確保するうえで「構造体コンクリートの施工品質向上対策」が重要であり、建物完成後の漏水防止対策として「建物内部への止水性能向上対策」の配慮も必要である。
- 2) 本敷地は市街地に位置し、周辺には、〇〇〇〇〇庁舎、〇〇〇市役所、〇〇〇地方裁判所の施設が隣接しており、更には小学校と近接しているため、「工事期間中の周辺への騒音低減対策」及び「近隣及び通行人への安全対策」が必要である。

（イ） 評価項目及び得点配分

1) 施工体制（施工体制評価点）

- | | |
|--------------|-------|
| ① 品質確保の実効性 | ： 15点 |
| ② 施工体制確保の確実性 | ： 15点 |

2) 技術提案（加算点）

- | | | |
|----------------------|-------|---------|
| ◆ 工事目的物の性能・機能に関する事項 | | |
| ③ 品質の向上 | ： 36点 | |
| ・ 構造体コンクリートの施工品質向上対策 | | 【最大2提案】 |
| ・ 建物内部への止水性能向上対策 | | 【最大1提案】 |
| ◆ 社会的要請に関する事項 | | |
| ④ 環境の維持 | ： 12点 | 【最大1提案】 |
| ・ 工事期間中の周辺への騒音低減対策 | | |
| ⑤ 特別な安全対策 | ： 12点 | |
| ・ 近隣及び通行人への安全対策 | | 【最大1提案】 |

- (2) 5に示す「一次選抜に関する事項」により選抜された者は、価格及び価格以外の要素をもって入札を行い、（ア）の要件に該当する者のうち、（イ）によって得られる標準点、施工体制評価点（0～30点）及び加算点（0～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は（ウ）による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

（ア） 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

(イ) 評価方法

I 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

II 施工体制評価点及び加算点

IIIの評価項目について、加算点及び施工体制評価点を与える。また、施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与について、別紙2のI3(4)により行うものとする。

なお、入札参加者の申込みに係る価格（VE提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額を(4)③の資料において明らかにしたときは、コスト削減金額として〇〇〇〇〇〇局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

III 評価項目及び得点配分

評価項目（(1) II (イ) ①～⑤）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑤における評価点の合計点を加算点とする。

IV 価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、I、II及びIIIにより得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(ウ) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

くじを引かせる日時及び場所については、別途指示する。

(エ) 実施上の留意事項

I 工事成績評定からの減点

① 受注者により提案された技術提案が、受注者の責により実施できない場合（提案が履行できない場合）は、工事成績評定から、実施できなかった項目に応じて最大下記点数を減点するものとする。

・品質の向上	: 36点
・環境の維持	: 12点
・特別な安全対策	: 12点

なお、不履行項目が複数の場合は、その合計点とする。

② 受注者の責によらない場合とは、災害又は、その他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

II 違約金の徴収

受注者により提案された技術提案が、受注者の責により実施できない場合（提案が履行できない場合）は、技術提案全体の再評価を行い、当初契約時に取得した加算点との差額分に相当する額（下式参照）を違約金として徴収する場合がある。

（違約金算出式）

違約金＝当初契約額×（1－施工後の評価点／当初契約時の評価点）

（注）施工後の評価点：技術提案書の再評価を行い、決定した評価点

III 技術提案に対する留意事項

提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該入札に係る競争参加資格を与えないものとする。

(オ) その他

- ① 受注者により提案された技術提案（実施不可「×」と評価された提案は除く）並びに申請書及び資料等の内容については、施工計画書に記載することとし、発注者が履行の確認を行う。
なお、履行に伴い発生する費用については、受注者により負担するものとする。
- ② 施工計画書に記載された申請書及び資料等の内容が実施できない場合は、工事成績評定へ反映（減点）するものとする。
ただし、災害等又はその他特別な事情がある場合等、受注者の責によらない場合は、この限りではない。この場合は、受注者と発注者の協議により決定するものとする。

(3) 技術提案資料の作成

- (ア) 本工事における施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に示された図面及び仕様書（標準案）の内容について、これと異なる施工方法等（技術提案）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

技術提案による施工計画が適正と認められない場合または標準案により施工しようとする場合は、標準案による施工を行うことを示す資料を提出すること。

技術提案資料（技術提案様式-1～技術提案様式-3）は入札説明書に基づき作成し、提出すること。

ただし、技術提案については、6（1）Ⅱ（イ）2）の③～⑤の評価項目（技術提案様式-2の考査項目）は最大5提案とする。

なお、最大提案数を超える提案がなされた場合は、その最大提案数を超える提案については評価しない。

標準案で施工しようとする場合には、技術提案様式-1及び様式-2（標準案と記載したもの。）を提出すること。

(イ) 評価基準

本工事の特徴を踏まえ、施工上の課題に対する工夫のポイント、かつ、その工夫の具体的施工方法に着目し、その効果・効用とそれが得られる確実性等の優位性に対して評価する。

加点は、提案毎に7段階（最大12点）評価し、評価項目毎の加算点は提案毎の点数の合計（最大60点）とする。

評価に際しての基本的な考え方は、次のとおりである。

- a) 加算点を与えるのは、履行状況が具体的に確認、検査できるものに限る（例えば、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するよう努力する」、「可能な限り〇〇する」という提案には、加算点を与えない。）。
- b) 技術提案については、提案内容及び具体的な使用箇所、使用材料等、期間、規模（延長等）、効果等を簡潔に記載すること。具体的な数量等の記載が無い場合は評価しない。
- c) 「設計図書の示す範囲を超え、標準案より工事の品質確保や向上が見込めるもの」及び「設計図書の示す範囲内であっても、施工上の工夫で品質確保や向上が見込めるもの」を加点評価する。
- d) ・一つの「提案内容」の欄には、一つの提案を記入。二つ以上の提案を記載していると判断した場合は、いずれかの提案に基づき評価する。
・一つの提案で複数の効果があり、それを二つ以上に分けて「提案内容」の欄に記載していると判断した場合は、一つの「提案内容」として評価する。
・一つの提案であるにも関わらず、適用する部位を分けるなど、それを二つ以上の「提案内容」の欄に記載していると判断した場合は、一つの「提案内容」として評価する。

- e) 以下の施工計画については、技術提案として評価しない。
- ・提案内容が抽象的なもの。
 - ・提案の表現が曖昧なもの。
 - ・提案の実行の有無が確認できないもの。
 - ・技術提案と標準案に違いを確認できないもの。
 - ・効果の程度及び範囲が適当でない、あるいは低いと判断される提案。
 - ・新たに管理者又は地権者との協議が必要となる提案。
 - ・その他、別添資料「技術提案書作成にあたっての条件等」に記載した事項。
- f) 各実施方法の評価は、着目点に対する適切性・具体性及び効果等により行うものであり、過度なコストを要するもの並びに数多くの工法や対策等を記載したものを優位に評価するものではない。

(4) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

ただし、申し込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（別紙2を参照のこと。）以上で、工事費内訳書に疑義がない入札参加者については、ヒアリングを省略する場合がある。

- ① 日 時： 別表2. ②に示す期日。
- ② 資料の提出： 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

追加資料の詳細については、別紙2のとおり。

なお、追加資料は、提出期限後の修正及び再提出は認めない。

また、提出期限までに追加資料が提出されない場合は、下記④に基づき当該業者の入札を無効とする。

- ③ ヒアリング通知等： ヒアリングを実施する入札参加者に対しては、ヒアリングの日時、追加資料の提出の有無等の通知を下記別表2. ⑦に示す期日の開札の後、別表2. ③に示す期日までに行う。

追加資料の提出を求められた場合は、別表2. ④に示す期日（持参に限る）までに提出するものとする。

なお、ヒアリングの出席者は配置予定技術者（1名）を含め最大3名以内とし、申請された配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）が複数の場合、発注者が通知時に指定する配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）を必ず含めるものとする。

- ④ その他： ヒアリング時に明確な説明・証明に必要と思われる資料は必ず全て持参し、当方の求めに応じて提示すること。資料を持参しない場合、提示できない場合及び提示された資料が明確な説明・証明になっていない場合等については施工体制評価点を零点とするとともに加算点及び標準点も零点とする場合がある。

別紙3の「追加資料に係る入札無効要件」に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第11号に該当する入札として、原則として当該入札無効要件該当業者の入札を無効とする。

審査方法の概要は、別紙2のとおり。

(5) その他

- ① 技術提案に基づく施工計画の採否については、9(6)の二次審査の結果として、紙(電子入札システムにより申請した者についても、紙)により通知する。
- ② 技術提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- ③ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

7 設計業務等の受託者等

- (1) 入札公告2(8)の「上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社 ○○○設計

- (2) 入札公告2(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(ロ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(ロ)において同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。または、当該受託者との間において特別な提携関係があると認められる場合。

8 担当部局

〒○○○-○○○○ ○○市○○区○丁目○○番○号(○○○○○庁舎)

○○○○○局 ○○部 ○○課 ○○係

電話○○○-○○○-○○○○(代) (内線○○○○)

9 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、入札公告2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料等を提出し、支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札公告2（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料等を提出することができる。この場合において、入札公告2（1）及び（3）から（10）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において入札公告2（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において入札公告2（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

入札公告2（2）の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年3月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課（〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇市〇〇区〇-〇-〇 〇〇〇〇〇〇庁舎 電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）1）においても当該認定に係る申請を受け付ける。

なお、期限までに申請書及び資料等を提出しない者は本競争に参加することができず、競争参加資格がないと認められた者及び競争参加資格があると認められた者でも、6（1）Iの一次審査により、上位10者までに選抜されなかった者は、5による選抜は行わない。

5により選抜を受けた者については、6（3）により作成した6（1）IIの二次審査に係る技術提案資料を下記2）の提出期間に提出すること。

1) 申請書及び一次審査に関する資料

- ① 提出期間： 別表2. ⑤に示す期日。
- ② 提出場所： 8に同じ。
- ③ 提出方法： (ア) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出。

ただし、容量が3MBを超える場合、又は当職が郵送または持参での提出を求めた場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること

（競争参加資格確認申請書の1枚目には代表者印を押印すること。なお、（別記様式1・2・3）及び申請書類総括表については、Excel2007形式以上で作成し、CD等(USB不可)にExcelファイルで保存し、紙と併せて提出すること。）。この場合、必要書類の全てを持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

(イ) 紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

ただし、（別記様式1・2・3）及び申請書類総括表については、Excel2007形式以上で作成のうえ、CD等(USB不可)に保存し、紙と併せて提出すること。

(ウ) 申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。 ただし、取り下げについては9（5）②の場合を除く。

④ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

(ア) 電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は配布された様式で作成を行うものとし、(別記様式1・2・3)及び申請書類総括表はExcel2007形式以上で作成し、申請書に必要な添付書類(以下「添付資料」という。)はPDF形式以下で作成すること。競争参加資格確認申請書の画面にて、(別記様式1・2・3)及び添付資料については「添付資料追加」の参照ボタンにより、ファイルを添付し送信すること。

(イ) 郵送する際は、表封筒に「『○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○建築その他工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書式①を「添付資料追加」の参照ボタンにより添付し、送信すること。

- ・ 郵送(持参)する旨の表示
- ・ 郵送(持参)する書類の目録
- ・ 郵送(持参)する書類のページ数
- ・ 発送(持参)年月日

2) 二次審査に関する資料(技術提案書)(選抜された者)

6(1)Iに掲げる一次審査で選抜された者は、次に従い技術提案を提出すること。

① 提出期間: 別表2.⑥に示す期日。

② 提出場所: 8に同じ。

③ 提出方法: (ア)電子入札の場合

電子入札システムにより提出。

ただし、容量が3MBを超える場合、又は当職が郵送または持参での提出を求めた場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。)により提出すること

(技術提案様式-1には代表者印を押印すること。なお、技術提案様式-2については、Excel2007形式以上で作成し、CD等(USB不可)にExcelファイルで保存し、紙と併せて提出すること。)

(イ)紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

ただし、技術提案様式-2については、Excel2007形式以上で作成のうえ、CD等(USB不可)に保存し、紙と併せて提出すること。

なお、二次審査に関する資料を上記期限までに提出しない場合は、本入札を辞退したものと見なし、二次審査に関する資料を提出しない者がした入札についても、当該入札を無効とするので、留意すること。

④ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

(ア) 電子入札システムにより技術提案書を提出する場合は配布された様式で作成を行うものとし、技術提案様式-2はExcel2007形式以上で作成、技術提案様式-1及び3はPDF形式以下で作成すること。技術提案書の画面にて、(技術提案書-1~技術提案書3)を「添付資料追加」の参照ボタンにより、ファイルを添付し送信すること。

(イ) 持参又は郵送等の場合は、表封筒に「『○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事』に係る技術提案書在中」と明記する。また、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書式②を「添付資料追加」の参照ボタンにより添付し、送信すること。

- ・ 郵送(持参)する旨の表示
- ・ 郵送(持参)する書類の目録
- ・ 郵送(持参)する書類のページ数
- ・ 発送(持参)年月日

- (2) 申請書及び資料等は、別添「提出書類作成要領」に従い作成すること。
- (3) 申請書は、(別記様式1)により作成すること。
- (4) 入札公告2(5)の同種の工事の施工実績及び入札公告2(6)の配置予定の技術者の同種の工事の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びにわが国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、わが国における工事の施工実績及び経験をもつて行う。
- (5) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定技術者の同種工事の経験については、平成15年度以降かつ申請書及び資料等の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが行われているものに限り記載することとし、(別記様式2)の「同種工事の施工実績」及び(別記様式3)の「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」に記載する工事が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局(農業水産事業部門を除く)の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事^(※)である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

なお、添付がない場合は、原則として競争参加資格がないものとする。

※工事成績相互利用適用対象工事とは、別紙4に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事とする。(以下に同じ。)

① 同種工事の施工実績

入札公告2(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を(別記様式2)に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定技術者

(ア) 資格及び工事経験

入札公告2(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を(別記様式3)に記載するとともに、配置予定技術者の資格・免許等の写し(建設業法に基づく技術検定の場合は合格通知書の写しも可とする。ただし、合格通知書の交付日より6ヶ月以内のものに限る。)および、配置予定技術者との3ヶ月以上の恒常的雇用関係を証明する資料(公的機関が発行した証明書等)を添付すること(この証明に不必要な事項又は個人情報には黒塗りすること。)

なお、添付がない場合は、原則として競争参加資格がないものとする。

また、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。

(イ) 申請の方法

配置予定技術者を特定することが困難な場合は、複数の候補者を記入することができる。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったとき、又その他やむを得ない事情により配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと(既に入札書を提出している場合は直ちに当職まで申し出ること。)

配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合(入札書提出後における申し出を怠った場合)においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(ウ) 専任および配置の時期

建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合で、配置予定技術者は、以下の条件を満たしていること。

- i 実工事期間の始期である平成〇〇年〇月〇〇日から本工事に専任で配置（他の工事の完成検査が終了している又は、その他の理由により、当該工事に専任出来る）できること。
- ii 本工事の実工事期間（技術者の配置期間）と施工中の他の工事の専任を必要とする期間が重複していないこと。

ただし、当職が建設業法施行令第27条第2項に該当すると認めた場合に限り、当該工事に専任できる。

③ 契約図書等の写し

上記①及び②（ア）の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報サービス」（以下、CORINS）の工事カルテの写しを添付すること。

ただし、当該工事が、CORINSに登録されていない場合は契約書の写しを提出すること。なお、CORINSに登録されている場合でも上記①及び②（ア）に示した内容が判断できない場合、またはCORINSに登録されていない場合には、①及び②（ア）に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。

同種工事を判断できる資料の添付がない場合は、原則として競争参加資格がないものとする。

- (6) 競争参加資格の確認は、上記（1）1）で示す申請書及び資料等の提出期限の日をもって行うものとし、別表2. ⑦に示す期日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）にて行う。

二次審査の結果は別表2. ⑧に示す期日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）により通知する。

(7) その他

- ① 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 当職は、提出された申請書及び資料等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 紙入札方式で参加しようとする場合は、〇〇〇〇〇局電子入札運用基準の様式1を当職に提出し、承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

なお、〇〇〇〇〇局電子入札運用基準は、〇〇〇〇〇局のホームページ（<http://www.〇〇〇.〇〇〇.jp>）の入札・契約情報よりダウンロードできる。

⑥ 申請書及び資料等に関する問い合わせ先

- (1)、(2)及び(6)に関して：8に同じ。
- (3)、(4)及び(5)に関して：下記による。

〒〇〇-〇〇 〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇号
(〇〇〇〇〇庁舎)

〇〇〇〇〇局 〇〇部 〇〇〇〇課長補佐

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

1 0 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、当職に対して競争参加資格がないと認められた理由等について、また、非選抜とされた者は非選抜理由について、次により説明を求めることができる。（様式は自由とする。）
- ① 提出期限： 別表 2. ⑩に示す期日。
 - ② 提出場所： 8に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、当職の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。なお、電子入札システムにて提出する場合は、質問事項のみを記入するものとし、会社名・連絡先等は一切記入しないこと。
- (2) 当職は、説明を求められたときは、別表 2. ⑪に示す期日までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙による説明要求の場合は、紙）により回答する。

1 1 総合評価落札方式における技術提案の採否等の通知に関する問い合わせ

- (1) 入札参加者は、9（6）に掲げる二次審査の結果として通知される技術提案の採否等の通知について、〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇〇〇〇〇〇官（以下「〇〇〇〇〇〇〇官」という。）に対し、別表 2. ⑫に示す期日までの間、メールにより問い合わせをすることができる。なお、その際の連絡先は、二次審査の結果通知時に合わせて通知することとし、問い合わせ様式は別記様式-Aとする。
- (2) 〇〇〇〇〇〇〇官は、（1）の問い合わせがあった場合には、別表 2. ⑬に示す期日までに当該問い合わせをした者に対し、メールにより説明する。
- (3) 入札参加者は、（1）の問い合わせに加えて、落札者の決定の通知日の翌日から起算して3日以内（土曜・日曜及び祝日を含まない）に、〇〇〇〇〇〇〇官に対し、面談等による説明を求めることができる。その際の連絡先は、（1）の連絡先と同じとし、面談の申込は別記様式-Bとする。なお、（1）の問い合わせをしなかった入札参加者であっても、この期間に面談等による説明を求めることができる。
- (4) （1）の問い合わせ及び（3）の面談等による説明を求めることができるのは、技術提案の採否等の通知において、「－：否【評価しない、実施可能】」又は「×：不可【評価しない、不採用であり実施不可】」の場合に限るものとする。

1 2 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間： 別表 2. ⑭に示す期日。
 - ② 提出場所： 8に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。
ただし、当職の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。なお、電子入札システムにて提出する場合は、質問事項のみを記入するものとし、会社名・連絡先等（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、会社名が類推される場合も含む。）は一切記入しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とする場合がある。
- (2) （1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 期 間： 別表 2. ⑮に示す期日。
 - ② 場 所： 8に同じ。

1 3 入札書の締切及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、当職の承諾を得た場合は、紙により〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

① 入札書の締切日時

- (ア) 電子入札対応の場合
別表 2. ⑩に示す期日。
- (イ) 紙入札方式による場合
上記 (ア) に同じ。

② 開札の日時及び場所

開札は、別表 2. ⑪に示す日時に以下の場所にて行う。

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇号（〇〇〇〇〇庁舎）
〇〇〇〇〇〇局 〇〇課 〇〇室

(2) その他

紙入札方式による入札の執行に当たっては、当職により送られた一次審査結果通知書の写しを持参すること。電子入札の場合は、当該通知書は不要。

1 4 入札方法等

(1) 入札の方法

第 1 回の入札に際しては以下の点に留意し、入札書とともに、

- ・当該工事にかかる技術提案（提案値入札書）
- ・工事費内訳書

以上 2 点を提出すること。

① 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。工事費内訳書は「内訳書追加」の参照ボタンで、提案値入札書は「添付資料追加」の参照ボタンでそれぞれ添付し、送信すること。

また、工事費内訳書及び提案値入札書は、ファイル容量の合計が 3 MB までのファイルを添付できるようになっているが、3 MB を超える場合は、「入札金額、工事費内訳書及び提案値入札書に関する注意事項（4）」により提出すること。

② 紙入札方式による場合

入札書、工事費内訳書及び提案値入札書の全部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。また、入札書、工事費内訳書及び提案値入札書には、代表者の押印及び記名を行うこと。さらに、提出にあたっては、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書及び入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒の一つに工事費内訳書を、もう一つに入札書及び提案値入札書を入れ、その表に各々、「件名及び開札日」を記載すること。工事費内訳書及び提案値入札書の提出期限等は 1 3 に同じ。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とするものとし、再度入札をしても落札者がいないときは、予算決算及び会計令第 9 9 条の 2 の規定による随意契約の適用はしない。

- (4) 電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第6条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。
また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。
- (5) 入札時積算数量書活用方式の適用について
- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。
 - ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
 - ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
 - ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
 - ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
- (6) 工事費内訳書の提出について
- ① 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
 - ② 工事費内訳書の様式は自由であるが（A4で保存すること。）、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。電子入札の場合はMicrosoft Excel2007以下のブック（*.xls）で作成すること。
 - ③ 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が①に違反して行われず、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を零点とするとともに、加算点についても零点とする場合がある。
 - ④ 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、契約担当官又は支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(別 表)

類型	No	未提出又は不備とされる場合
1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合（例：領収書、会社概要など）
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合（注1）
	(2)	発注案件名に誤りがある場合（注1）
	(3)	提出業者名に誤りがある場合（注1）
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合（注2）
5 その他未提出又は不備がある場合		

(注1) 記載がない場合も無効とする。

(注2) 発注者が求める工事費内訳書は、入札金額の積算内訳を確認するためのものである。

従って、入札参加者が投函した入札金額に対応せず、金額が異なることについて根拠ある説明が得られない場合は上記目的に適合せず、入札参加者として適正な見積を行ったものとは認められないため、無効とする。

⑤ 工事費内訳書は、上記（5）③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(7) 詳細は、別添「電子入札システムに関する注意事項」及び「入札金額、工事費内訳書及び提案値入札書に関する注意事項」によるので、必ず参照すること。

1 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）又は銀行等の保証（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）をもって入札保証金の納付に代える事ができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下、「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものととして、その入札を無効とする。

なお、入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、別表各号に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第11号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

<別 表>

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2) 他の工事の入札保証金である場合
	(3) 入札保証金が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1) 入札保証金の記載が全くない場合
	(2) 押印が欠けている場合
	(3) 様式を満たしていない場合
	(4) 白紙である場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 入札案件名に誤りがある場合
	(3) 納付業者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合	

- ① 提出期間： 別表2. ⑱に示す期日。
- ② 提出場所： 8に同じ。
- ③ 提出方法： 持参し、郵送し（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。提出期間必着。）ことにより行うものとする。
- ④ 金額変更： 認めない。
- ⑤ 保証期間： 別表2. ⑲に示す期日。
- ⑥ その他： 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

1 6 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 7 入札の無効

入札公示における選抜を受けていない者のした入札、選抜を受けた者であっても、申請書及び資料等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び〇〇〇〇〇〇局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、当職により選抜を受けた者であっても、開札の時ににおいて入札公告 2 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

1 8 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限内で上記 6 に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当職の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 8 5 条に基づく調査基準価格を下回る場合は別紙 2 のとおり、予決令第 8 6 条の調査を行うものとする。

- (3) 施工体制の確認審査のため、入札を保留した場合の落札決定の日時は、その前日までに電子入札システム（紙入札の場合は、紙）にて通知する。

なお、複数の工事の入札の保留がある場合の落札決定日時は、工事毎に時間をおいて設定する。

1 9 総合評価落札方式における非落札理由の説明

総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 条）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次により、当職に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

- ① 提出場所：8 に同じ。
- ② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。
ただし、当職の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。
- ③ 当職からの回答：説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより、回答する。
ただし、紙により説明を求めた場合については書面により回答を行う。

2 0 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・出産・育児・介護・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、入札公告 2（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

2 1 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、〇〇〇〇〇〇局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、次の①から④までのいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、入札公告2（6）に定める要件と同一の要件（入札公告2（6）②なお書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 70点未満の工事成績評定を通知された者
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補（軽微な手直し等を除く。）又は損害賠償を請求された者。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員による書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

2 2 手続における交渉の有無 無。

2 3 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

2 4 支払条件

(1) 支払い方法の選択

① 中間前金払を選択しない場合

前金払い	有（平成〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度）
中間前金払い	無
部分払い	有（平成〇〇年度 2回） （平成〇〇年度 2回） （平成〇〇年度 2回） （平成〇〇年度 2回） （平成〇〇年度 1回） ただし、平成〇〇・〇〇・〇〇・〇〇年度の1回は年度末部分払いとして

又は、

② 中間前金払を選択した場合

前金払い	有（平成〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度）
中間前金払い	有（平成〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度）
部分払い	有（平成〇〇・〇〇・〇〇・〇〇年度各1回） ただし、年度末部分払いとして

(7) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当職に提案することができる。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められるときは請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(8) 電子入札システムの稼働時間、操作方法及び問い合わせ先

- ① 稼働時間：土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札システムヘルプデスクホームページで公開する。
- ② 操作方法：〇〇〇〇省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札システムヘルプホームページで公開している。
- ③ 問い合わせ先：
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札システムヘルプデスク 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
電子入札システムヘルプデスクホームページ <http://www.〇〇〇.jp>
 - ・申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合
8の担当部局に電話連絡すること。

(9) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙入札が混在する場合がある為、当職から指示する。開札時間から60分以内には当職から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機し、常に最新情報を取り込むこと。開札処理に時間を要し、予定時間を越えるようであれば、当職から連絡する。

(10) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、当職に対し、工事請負契約締結日から14日以内に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
- ② ISO9001の審査に係る次の書類
 - (ア) 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
 - (イ) (ア)の審査に係る合否判定結果の写し
- ③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類
- ④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
- ⑤ 申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（対象部局）の所掌する工事（営繕工事に限る。）を完成し、その成績評価を受けている場合においては、すべての工事成績評価通知書の写し
- ⑥ ⑤の成績評価を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（対象部局）の所掌する工事（営繕工事に限る。）の成績評価を受けているときは、当該成績評価に係る直近の工事成績評価通知書の写し

(11) 当職は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用が適当と認めたとときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

- (1 2) 当職は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの適用が適当でないと認めるときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。
- (1 3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (1 4) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力ある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
- (1 5) 本工事中に施工合理化技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する。

別表2 本入札手続きに係る期間等

①	技術者ヒアリングの実施期間	実施しない
②	施工体制確認のためのヒアリングの実施期間	平成〇〇年〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇〇日（〇）まで。
③	施工体制確認のためのヒアリング等の通知期限	平成〇〇年〇月〇〇日（〇） 17時00分
④	施工体制確認のための追加資料等提出期限	平成〇〇年〇月〇〇日（〇） 17時00分
⑤	申請書及び一次審査に関する資料等の提出期間	平成〇〇年〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。（ただし、最終日は12時00分。）
⑥	二次審査に関する資料（技術提案書）の提出期間	平成〇〇年〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。（ただし、最終日は12時00分。）
⑦	競争参加資格確認通知及び一次審査結果通知	平成〇〇年〇月〇日（〇）
⑧	二次審査の結果通知日	平成〇〇年〇月〇日（〇）
⑨	競争参加資格の有無の結果の通知日	—
⑩	競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明要求期限	平成〇〇年〇月〇日（〇） 17時00分
⑪	上記⑩に対する回答期限	平成〇〇年〇月〇日（〇）
⑫	技術提案の採否等の通知に関する問合せ	平成〇〇年〇月〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇日（〇）まで
⑬	上記⑫に対する回答期限	平成〇〇年〇月〇日（〇）
⑭	入札説明書等に対する質問の提出期間	平成〇〇年〇月〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇〇日（〇）まで。持参の場合は上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
⑮	上記⑭に対する回答閲覧期間	平成〇〇年〇月〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
⑯	入札書の締切日時	平成〇〇年〇月〇日（〇） 12時00分
⑰	開札の日時	平成〇〇年〇月〇日（〇） 10時00分
⑱	入札保証金の納付等に係わる書類の提出期間	平成〇〇年〇月〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）
⑲	保証期間	書類の提出日から平成〇〇年〇月〇日（〇）

【別紙1】 低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項

1. 他工事における入札参加の制限

本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、〇〇〇〇〇〇局（対象部局）の発注した建築工事のうち、平成〇〇年4月1日以降に完成した工事がある場合（工事成績評定の通知を受けていない工事を除く。）においては、工事成績評定通知書の評定点の平均が75点未満の場合は、本工事の契約日の翌日以降、本工事の完成検査を終了するまでの間、〇〇〇〇〇〇局（対象部局）が入札公告等の手続きを開始する建築工事の入札に参加することはできない。

ただし、中間検査の対象工事において、出来高金額が請負代金額の50%以上の時期に実施する中間検査が完了し、その成績評定結果が75点以上である場合はこの限りでない。

また、本工事の低入札調査において当該企業保有の特許工法・技術を使用する等の理由により、工品質の低下や安全対策の不徹底の恐れがないと明確に判断できる場合には、上記制限は適用しない。

ただし、上記入札参加制限は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事については適用しない。

2. 工事成績による入札参加の制限

本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、工事完成後の工事成績評定通知書の評定点が65点未満の場合は、工事成績評定の通知日の翌日から1ヶ月間、〇〇〇〇〇〇局（対象部局）が入札公告等の手続きを開始する建築工事の入札に参加することはできない。

ただし、上記入札参加制限は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事については適用しない。

3. 技術者の増員配置

本工事において、専任技術者の配置が義務づけられた工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、〇〇〇〇〇〇局（対象部局）の発注した建築工事のうち、平成〇〇年4月1日以降に完成した工事がある場合（工事成績評定の通知を受けていない工事を除く。）においては、工事成績評定通知書の評定点の平均が75点未満の場合は、入札公告2（6）に定める技術者とは別に、入札公告2（6）に定める要件と同一の要件（入札公告2（6）②なお書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で現場に配置することとし、その員数については、調査基準価格に対する入札価格の割合で決定するものとする。（下表参照）

なお、入札説明書21に示す「別に配置を求める技術者」及び「現場説明事項6（2）」の条項と重複して該当する場合においても、増員配置する技術者の員数は下表による。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を専任技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

表

	入札価格／調査基準価格	
	6.5%以上 10.0%未満	6.5%未満
専任技術者 増員員数	1人	2人

【別紙2】 施工体制確認のための追加資料等について

I. 施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に、100分の108を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に55%を乗じて得た額

なお、本工事において「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額とする。

2 ヒアリングのための追加資料

- (1) 入札参加者の申込みに係る価格が1.の調査基準価格に満たないときは、次の様式等の提出を求めるものとする。なお、追加資料は、提出期限後の修正及び再提出は認めない。

- ・ 下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・ 配置予定技術者名簿（様式5）
- ・ 資材等購入予定先一覧（様式8-2）
- ・ 機械等リース元一覧（様式9-2）
- ・ 労務者の確保計画（様式10-1）
- ・ 科目別労務者配置計画（様式10-2）
- ・ 建設副産物の搬出地（様式11）
- ・ 建設副産物の搬出及び資機材等の搬入・搬出に関する運搬計画書（様式12）
- ・ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- ・ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- ・ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- ・ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- ・ 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
- ・ 施工体制台帳（様式16-1）
- ・ 施工体系図（様式16-2）
- ・ 積算内訳書（兼）下請予定業者等確認調書①（様式18-1）
- ・ 積算内訳書に対する明細書（兼）下請予定業者等確認調書②（様式18-2）

- (2) VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となる場合は、コスト削減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト削減に関する評価を行わない。

- ・ 積算内訳書（兼）コスト削減額算定調書①（様式2-1）
- ・ 積算内訳書に対する明細書（兼）コスト削減額算定調書②（様式2-2）
- ・ VE提案等によるコスト削減額調書（様式3）

- (3) 上記(1)～(2)の追加資料については、「施工体制確認型総合評価」及び「特別重点調査」作成要領に基づき作成するものとする。

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書、本文5(4)の施工体制確認のためのヒアリング、2(1)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

ヒアリングの出席者（最大3名以内）については申請された配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）が複数の場合、発注者が事前に指定する配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を必ず含めること。

なお、ヒアリングの内容については、当方により録音を行うものとする。

別紙3の「追加資料に係る入札無効条件」に該当する場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

また、ヒアリング時に明確な説明・証明に必要と思われる資料は必ず全て持参し、当方の求めに応じて提示すること。資料を持参しない場合、提示できない場合及び提示された資料が明確な説明・証明になっていない場合等については施工体制評価点を零点とするとともに加算点及び標準点も零点とする場合がある。

なお、申し込みに係る価格が1の調査基準価格以上で、工事費内訳書に疑義がない入札参加者については、ヒアリングを省略する場合がある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（下表参照。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11、様式12）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14-1、様式14-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13-1、様式13-2、様式13-3、様式18-1、様式18-2）

※ 下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格とは、予定価格の算定の前提とした次の表上欄の各費用項目毎の額に、同表下欄の割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額に、さらに100分の108を乗じて得た価格をいう。（3）において同じ。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、本工事において「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額とする。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式4、様式16-1、様式16-2、様式18-1、様式18-2）
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式8-2、様式9-2、様式10-1、様式10-2）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか（様式5）

(4) 技術提案の実施に係る確実性の評価

上記(2)及び(3)における審査の結果、施工体制評価点に関して満点を付与されない場合における加算点は施工体制評価点の満点に対する評価点の割合を施工体制評価前の技術提案に対する加算点に乘じ、小数点第3位を四捨五入した数値をそれぞれの加算点とする。

II 予算決算及び会計令第86条の調査について

1 予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、調査基準価格は、I.1に記載するとおりである。

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、貸金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

4 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用の額のうち、「直接工事費の額」は直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額として、特別重点調査の実施の要否を判定する。

5 3に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、4に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提出すること。また、施工体制確認型総合評価においてI.2に基づき提出した資料と異なる内容を記載しないこと。

なお、次に定める資料については、「施工体制確認型総合評価」及び「特別重点調査」作成要領に基づき作成するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
- (2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- (8) 資材等購入予定先一覧（様式8-2）
- (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- (10) 機械等リース元一覧（様式9-2）
- (11) 労務者の確保計画（様式10-1）
- (12) 科目別労務者配置計画（様式10-2）
- (13) 建設副産物の搬出地（様式11）
- (14) 建設副産物の搬出及び資機材等の搬入・搬出に関する運搬計画書（様式12）
- (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
- (20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式14-3）
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導警備員設置計画）（様式14-4）
- (22) 誓約書（様式15）
- (23) 施工体制台帳（様式16-1）
- (24) 施工体系図（様式16-2）
- (25) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

6 必要に応じ、5以外の説明資料の提出を求められることがある。

7 特別重点調査の対象者は、5及び6の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

8 5の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、5の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

9 5の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

10 特別重点調査は、施工体制確認型総合評価における評価値の最も高い者のほか、4の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

11 5及び6の資料を期限までに提出しない場合又は9の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、〇〇〇〇〇局競争契約入札心得第7条第2項の規定に違反するものとして入札を無効とする。

- 12 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は13に記載する重点的な監督及び14に記載する工事コスト調査の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 13 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 14 特別重点調査を経て契約を行った工事については、工事完成後に行う工事コスト調査を厳格に行う。
- 15 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式15による誓約書など関係情報の通報を行う。
- また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報その他特別重点調査で提出のあった資料を建設業許可部局に対し通報するとともに、その受注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を〇〇〇〇〇局のホームページにおいて公表する。
- 16 特別重点調査の結果は、公表することがある。

【別紙3】 施工体制確認型 追加資料等に係る入札無効要件

類 型	No.	入札を無効とする場合
1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1)	資料の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	求められた資料とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の資料である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	資料に代表者（年間委任状により委任を受けた者の印を含む。）の押印がない場合
	(6)	資料が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式等入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
	(2)	入札説明書及び競争参加確認通知書に指定された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類等が添付されていた場合	(1)	他の工事の関係資料等、無関係な資料が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合（但し、誤字等の軽微な誤りは除く）又は記載がない場合
	(2)	発注件名に誤りがある場合（但し、誤字等の軽微な誤りは除く）、又は記載がない場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合（但し、誤字等の軽微な誤りは除く）、又は記載がない場合
5		指定の期日までに全ての資料が提出されない場合
6 ヒアリング	(1)	ヒアリングに応じない場合
	(2)	配置予定技術者がヒアリングに参加しない場合 （申請された配置予定技術者が複数の場合は、発注者が指定する1名がヒアリングに参加しない場合。）
	(3)	指定の時刻までにヒアリング出席者が集まらずヒアリングができない場合

【別紙4】 工事成績相互利用登録発注機関の登録内容

公共建築工事に関する工事成績の相互利用にあたり、各発注機関から登録いただいた参加範囲（当該相互利用に供する工事）は以下のとおりです。（平成〇〇年〇月〇日現在）

(1) 中央官庁管轄担当課長連絡調整会議構成員

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	時期
衆議院	衆議院庶務部管轄課及び電気施設課	全ての工事	平成23年4月1日以降に完成した工事
参議院	参議院事務局管理部管轄課、電気施設課	全ての工事	平成21年4月1日以降に完成した工事
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所	全ての工事	平成19年7月1日以降に発注手続を行う工事
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課	全ての工事	平成24年4月1日以降に完成した工事
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課	一般競争契約に係る全ての工事	平成22年4月1日以降に公告する工事
	内閣総務官室（会計担当）		
	沖縄総合事務局開発建設部管轄課	全ての工事	平成19年4月1日以降に完成した工事
警察庁	警察庁長官官房会計課	全ての工事	平成21年8月1日以降に契約した工事
	警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部	全ての工事	平成22年4月1日以降に契約した工事
	警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの		
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、入国管理局、公安調査局	全ての工事	平成22年4月1日から平成24年3月31日までに完成した工事（請負代金の総額（当初工事、変更工事及び追加工事の請負代金額を合算した額。以下同じ。）が4,500万円以上の建築一式工事又は請負代金の総額が1,500万円以上のその他工事）
			平成24年4月1日以降に完成した工事
外務省	大臣官房会計課	国内において施工する全ての工事（電気、ガス、水道、電話の引込工事又は修繕等は除く）	平成21年4月1日以降に完成した工事
文部科学省	大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画部、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、文化庁、スポーツ庁	全ての工事（電気、ガス、上下水道等の負担金に係る部分は評定対象外）	平成20年4月1日以降に契約する工事
	国立大学法人等（別添参照）		別添参照
厚生労働省	厚生労働省	建築工事、建築設備工事その他管轄事業に付随する工事	平成20年4月1日以降に発注した工事
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27.9.30） 農林水産省大臣官房予算課（H27.10.1～）	全ての工事	平成19年4月1日以降に完成した工事

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	時期
国土交通省	航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含む、旧航空灯火・電気技術室を除く。）	全ての工事	平成19年4月1日以降に完成した工事（平成19年4月1日以前に発注した、多年度債務負担による工事を除く）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限り）	建築工事、電気設備工事、機械設備工事	平成20年4月1日以降に発注する工事
防衛省	① 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） ② 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁	建築工事、設備工事、通信工事	① 平成19年8月1日以降に完成した工事 ② 平成28年4月1日以降に完成した工事

(2) 全国営繕主管課長会議構成員

都道府県 政令市	発注機関・部署等	工事種別	時期
石川県	石川県土木部営繕課	全ての工事	平成19年7月1日から平成23年3月31日までに完成した工事 (契約額1億円以上の工事)

国立大学法人等

法人類型	法人名称・発注機関等（工事規模）		時期	
国立大学法人	東北大学（請負代金額2,000万円を超える工事）		平成20年4月1日以降に契約した工事	
	弘前大学 （請負代金額1,000万円を超える工事：平成28年度以前に発注した工事が対象） （請負代金額 500万円を超える工事：平成29年度以降に発注した工事が対象）			
	上記以外の国立大学法人			
大学共同利用機関法人	人間文化研究機構	本部事務局 国立歴史民俗博物館 国文学研究資料館 国立国語研究所 国際日本文化研究センター 総合地球環境学研究所 国立民族学博物館		
	自然科学研究機構	本部事務局 国立天文台 核融合科学研究所 岡崎統合事務センター		
	高エネルギー加速器研究機構			
	情報・システム研究機構	本部事務局 国立極地研究所 国立情報学研究所 統計数理研究所 国立遺伝学研究所		
独立行政法人等	国立科学博物館			
	国立文化財機構			
	宇宙航空研究開発機構			
	日本スポーツ振興センター			
	日本学生支援機構			
	国立高等専門学校	全ての国立高等専門学校		
	大学改革支援・学位授与機構			
	科学技術振興機構 （請負金額が5,000万円を超える競争に付した工事）			平成22年9月1日以降に完成した工事
	国立青少年教育振興機構			平成22年10月1日以降に完成した工事
	日本芸術文化振興会			平成23年4月1日以降に契約する工事
日本原子力研究開発機構		平成24年10月1日以降に完成した工事		

(様式例 4 : 総合評価において評価点を検討する資料の例)

総合評価方式(標準型) 施工に係る技術提案 評価表					
平成〇〇年度工事					
施工上の課題	評価点計	A 共同企業体		B 共同企業体	
		技術提案	評価 仮点	技術提案	評価 仮点
		120		0(無効:課題①の提案がないため)	
①基礎ぐい工事の品質確保に関する技術的な工夫 (1提案 配点20点) (標準案) 設計図面、特記仕様書及び国土交通大臣官庁官署建設部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事種)平成28年度版」(以下「標準仕様書」という。)	①評価点 /仮点計	20	5	0	0
	内容	・杭打設の鉛直精度確保のため、円柱構造物の中心軸を計測可能な杭打設ナビゲーションシステム「くいナビ」(NETIS KT-140010-VE)を使用する。	良	・標準案どおり施工する。	標準
	効果	・従来の2方向からのトランシット測定ではなく、「くいナビ」を使用することで杭芯のずれや前後左右の杭の傾きを計測し、三次元解析・確認ができる。 ・専門技術員が杭芯のずれ・杭の傾き・補正量をオペレーターに即座に指示、誘導管理することで、杭打設の鉛直精度確保ができる。	5	・標準案どおり施工する。	0
	判定	仕様書に指定されていない品質管理システムであり、標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法である。	
②コンクリート工事の品質確保に関する技術的な工夫 (1提案 配点20点) (標準案) 設計図面、特記仕様書及び標準仕様書による。	②評価点 /仮点計	20	5	0	0
	内容	・コンクリート打設時、コンクリート締固め不足を防止するため、スパイラル型内部振動機(NETIS KT-110054-VE)を使用する。	良	・冬の養生温度の確保を確保する。	標準
	効果	・らせん状の凹凸により、振動伝播効率向上と振動伝播の方向性付与が行われて気泡抜けが促進され、コンクリートの充填性が高まり、品質が向上する。 ・回転方向の切り替えが可能のため、振動伝播方向の切替が可能となり、振動機が鉄筋に噛み込んだ場合に抜けやすく、施工性が向上する。	5	・コンクリート打設後、ブルーシートで覆い、ジェットヒーターにて採暖養生を行い品質確保する。	0
	判定	標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法である。	
③鉄骨工事(工場加工、現場加工)の品質確保に関する技術的な工夫 (2提案 配点40点) (標準案) 設計図面、特記仕様書及び標準仕様書による。	③評価点 /仮点計	40	10	20	5
	内容	【工場加工】 ・完全溶込み溶接部の第三者検査機関での検査数量は、設計図書、公共建築工事標準仕様書に定める数量の抜取り検査とされているが、鉄骨工場加工にて加工する鉄骨の完全溶込み溶接部は、第三者検査機関での全数(100%)超音波探傷試験を行う。	良	・鉄骨建入れ精度確保するため、鉄ダンゴを使用する。	良
	効果	・完全溶込み溶接は、鉄骨加工工場での自主検査(全数)に加え、第三者検査機関にて、全数(100%)超音波探傷試験を行うことで、工場加工の品質が確保できる。	5	・従来のモルタル施工と比べ、柱脚レベル精度が高くなるため、建方精度が向上する。また、天候に左右されることがないため、工期短縮できる。	5
	判定	標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法以上である。	
	内容	【現場加工】 トルシア形高力ボルトのマーキング作業時に、ボルトマーキングスプレー線引き屋(NETIS KT-150070-A)を使用する。	良	・標準案どおり施工する。	標準
	効果	・従来の手書き作業によるマーキング方法に比べ、真すぐに画一的かつ確実なマーキングを施すことが可能になり、トルシア形高力ボルト本締め後のマーキングのずれ・とも回り・軸回り・ナット回転量の目視検査が正確にでき、本締め作業の施工品質確保ができる。	5	・標準案どおり施工する。	0
	判定	標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法である。	
④現場内で発生する騒音、振動及び粉塵の抑制に関する技術的な工夫 (2提案 配点40点) (標準案) 設計図面、特記仕様書及び標準仕様書による。	④評価点 /仮点計	40	10	0	0
	内容	【騒音抑制】 ・工事エリアに隣接する寄宿舍3号棟及び食堂棟との境に設置する指定仮設仮囲いの内側(現場側)に防音シートを張る。	良	・低騒音型掘削機(バックホウ)を使用する。	標準
	効果	・鋼製仮囲いの内側(現場側)に防音シートを張ることで約12dB減音する効果が得られる。※弊社工事実績「新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター(仮称)新築その2工事」	5	・重機からの騒音を抑制することができる。	0
	判定	標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法である。	
	内容	【粉塵抑制】 ・工事エリア、及び仮設通路部に粉塵防止剤フラインネットR(旧NETIS番号 KT-06 0139-VE)を散布する。 ・散布頻度:6ヶ月に1回散布する。 ・散布量:mあたり 1.5kg(10倍希釈液) ・散布方法:散布用ポンプで均等に散布する。	良	・標準案どおり施工する。	標準
	効果	・工事施工に先立ち粉塵防止剤を散布することで、粉塵防止効果(飛散状況比較試験で風速10m/秒で砂が飛散しない)を6ヶ月以上維持できる。 ・なお、この製品は主原料にバイオマスである天然高分子樹脂を使用しており、環境対応型粉塵防止剤であるため、人体及び植栽に対し、安全である。 ※弊社施工実績「新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター(仮称)新築その2工事」、「富山県立大学看護学部エントランス棟新築工事」	5	・標準案どおり施工する。	0
	判定	標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法である。	

(様式例 5 : 資料提出者への通知様式の例)

様式 7

令和 年 月 日

(あて先)

発注者 ○○○○○ 様

入札参加者 ○○○○○ 印

評価状況に関する情報提供について (依頼)

下記工事の総合評価方式における評価状況について、情報提供をお願いします。

記

- 1 工 事 名 :
- 2 工 事 場 所 :
- 3 開 札 日 : 令和 年 月 日
- 4 落札者決定通知日 : 令和 年 月 日

担当 : ○○○○
電話 : ○○○-○○○-○○○○

様式8

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

入札参加者 〇〇〇〇〇 様

発注者 〇〇〇〇〇 印

評価状況に関する情報提供について（回答）

令和 年 月 日付けで依頼のありました、下記工事の総合評価方式における評価状況について、別紙のとおり情報提供します。

記

- 1 工事名：
- 2 工事場所：
- 3 開札日：令和 年 月 日

担当：〇〇〇〇担当 〇〇
電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

様式9（建築型）

総合評価方式における評価項目と評価状況

発注者
入札参加者

〇〇事務所
□□建設

工事名：〇〇工事

工事場所：〇〇地内

評価項目		配点	入札参加者の評価点	評価（※）		
大項目	小項目			優れている	同点	劣っている
ア 企業の技術能力	（ア）工事成績評定	2.0				
	（イ）施工実績	1.0				
イ 企業の社会的貢献度	（ア）災害防止活動等の協定	1.0				
ウ 配置予定技術者の技術能力	（ア）工事成績評定	2.0				
	（イ）施工経験	1.0				
カ 企業倫理や信頼性等	（ア）入札契約に関する不当な強要行為	-1.0				
	（イ）過積載による法令違反	-1.0				
	（ウ）ディーゼル不適合車の使用による法令違反	-1.0				
	（エ）不正軽油の使用による法令違反	-1.0				
	（オ）死亡事故	-1.0				
	（カ）総合評価の不履行	-1.0				
	（キ）カ（ア）からカ（カ）に該当しない入札参加停止措置	-1.0				
（ク）暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外	-1.0					
キ 企業の技術能力	（ウ）優秀工事表彰	1.5				
	（オ）ISO9001の取得	1.0				
ク 配置予定技術者の技術能力	（オ）優秀技術者表彰	1.0				
コ 企業の社会的貢献度	（ウ）障害者雇用	1.0				
	（エ）CO2削減対策	1.0				
サ 担い手確保・育成に関する取組	（ア）インターンシップ等の受入れ実績	1.0				
	（イ）多様な働き方実践企業の認定	1.0				
シ その他	（ア）県内下請の選定	1.0				
合計		15.5	0	0	0	

※ 評価は、落札した企業との比較である。

令和 年 月 日

受領者（会社名）

（氏名）

(様式例 7 : 技術提案に関する内容を契約書に記載した例)

工事請負契約書

- 1 工 事 名 ○○庁舎改修建築その他工事
- 2 工 事 場 所 東京都千代田区○○○-○-○
- 3 工 期 平成○年○月○日から
 平成○年○月○日まで
- 4 請負代金額 ¥○○○,○○○,○○○. -
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥○,○○○,○○○. -
- 5 技術提案

外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に係わる品質の取組みに関する技術提案	
提案を求めた項目	採用された提案内容
外部既存アルミ製建具をかぶせ工法で新規アルミサッシを取り付けるにあたり、その取付け精度の確保や、作業中における技能者の配備等について、標準案以上に配慮した品質管理の取組みを具体的に提案する。	○○○○○
外部建具取外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組みに関する技術提案	
提案を求めた項目	採用された提案内容
外部建具取外し時における室内の備品や資料等については、強風雨や侵入者等による紛失及び盗難防止を図る。併せて施設利用者等の第三者に対する安全に配慮した取組みを具体的に提案する。	○○○○○
工事騒音の低減に関する取組みに関する技術提案	
提案を求めた項目	採用された提案内容
工事中の機械器具からの発生音、解体時の破砕音等の低減について、標準案より配慮した取組みを具体的に提案する。	○○○○○

※契約書本編の第1条から第55条は省略

附 則

(技術提案内容の履行義務)

第1条 乙は、契約書記載の技術提案の内容（以下「技術提案内容」という。）を履行しなければならない。

(技術提案内容が履行されない場合の措置)

第2条 乙の責に帰すべき事由により技術提案内容が履行されない場合、甲は、当該履行を、期限を定めて乙に請求する。

2 前項により請求した期限内に、乙が技術提案内容の履行をしない場合は、甲は第4項及び第5項に定める措置をとるものとする。

3 乙から技術提案内容の履行について協議をしたい旨の申し出があり、甲及び乙が協議した結果、甲が当該履行が困難である又は合理的でないと認めた場合は、甲は第4項及び第5項に定める措置をとるものとする。

4 乙が技術提案内容を履行することができない項目について、次式により当該項目に係る加算点分相当額を算出し、請負代金額からこの加算点分相当額を減額する。

$$\text{加算点分相当額} = \Sigma \{ \text{履行できない項目の加算点} \times \text{入札価格} / (\text{標準点} + \text{各項目の加算点の合計}) \}$$

外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に係わる品質の取組みに関する技術提案	加算点
外部既存アルミ製建具をかぶせ工法で新規アルミサッシを取り付けるにあたり、その取付け精度の確保や、作業中における技能者の配備等について、標準案以上に配慮した品質管理の取組みを具体的に提案する。	0
外部建具取外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組みに関する技術提案	加算点
外部建具取外し時における室内の備品や資料等については、強風雨や侵入者等による紛失及び盗難防止を図る。併せて施設利用者等の第三者に対する安全に配慮した取組みを具体に提案する。	4
工事騒音の低減に関する取組みに関する技術提案	加算点
工事中の機械器具からの発生音、解体時の破碎音等の低減について、標準案より配慮した取組みを具体に提案する。	4
本工事に関わる建設副産物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての取組みに関する技術提案	加算点
当該工事を実施するにあたり、建設副産物の「現場発生抑制」、「発生材の再利用」、「発生材の再資源化」について、多様な取組みを促すため、具体的で現実的な施工計画の提案を行う。ただし、発注者に引き渡す発生材は含まない。	0

5 前項の場合においては、入札説明書の定めるところにより本工事に係る工事成績評定点を減ずる。